

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	第 2 期桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略変更行政案
意見募集の趣旨	本市では、「第 2 期桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和 2～6 年度）を策定し、人口減少克服・桐生ならではの地方創生に向けた取組を推進してまいりました。 そのような中、国では、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化させるため、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和 5～9 年度）を新たに策定しました。 また、一体的な計画である「桐生市第六次総合計画」の後期基本計画（令和 6～9 年度）を策定することから、国の総合戦略を踏まえ、第 2 期総合戦略の改定を行います。 この度、産官学金労言等の外部有識者委員で構成する桐生市総合戦略推進委員会における審議を経て変更行政案がまとまりましたので、意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたします。
意見を提出できる人	1 市内に住所を有する個人 2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体 3 市内の事務所又は事業所に勤務する人 4 市内の学校に在学する人 5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体
意見の募集期間	令和 5 年 12 月 11 日（月）～令和 6 年 1 月 10 日（水）
意見の提出方法	住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください（「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください。）。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対しての意見かを明記してください（案全般に係る意見の場合はこの限りではありません。）。なお、決められた書式はありません。 (1) 直接提出・・・桐生市役所 3 階企画課へ提出してください（土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）。 (2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所企画課あて送付してください。 ※郵送の場合は当日消印有効です (3) ファクシミリ・・・0277-43-1001 へ送信してください。 (4) 電子メール・・・kikaku@city.kiryu.lg.jp へ送信してください。 ※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。
参考資料	特になし
担当	共創企画部 企画課 企画戦略担当 電話 0277-46-1111(内線 525)
備考	・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名等の個人情報は公表しません。 ・個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理します。 ・提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。